

令和8年3月改訂版

高齢者の生活を守る 養護老人ホーム

～地域福祉のフロントランナー～

養護老人ホームは、環境上の理由及び経済的理由により、
家庭で養護を受けることが困難な65歳以上の高齢者で、
市区町村長の措置により入所された方の尊厳を守っています。

養護老人ホームは
全国に

918
施設



918施設…令和6年10月1日現在（令和6年社会福祉施設等調査）

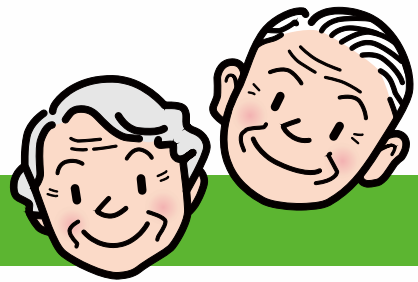


発行元：公益社団法人 全国老人福祉施設協議会





養護老人ホーム について



養護老人ホームって？

- 養護老人ホームは、現在置かれている環境では生活が難しく、経済的にも問題がある65歳以上の高齢者が市区町村長の措置によって入所できる施設です。
- 特別養護老人ホームは施設と利用者の契約によりますが、養護老人ホームへの入所については市区町村長の決定が必要です。

※老人福祉法第11条第1項、老人ホームへの入所措置等の指針 第1 参照

POINT解説



入所の基本的な流れは？

1 まずは入所相談

市区町村の役所（役場）窓口、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、民生委員、養護老人ホームなどに相談してみましょう。

2 申込

入所の申込みはお住まいの市区町村※の役所（役場）窓口で行います。

3 調査

本人、その扶養義務者等に係る養護の状況、心身の状況、生計の状況その他必要な事項について調査が行われます。

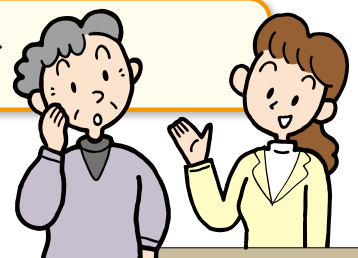
4 入所判定委員会

調査及び本人の健康診断等に基づき、措置の要否について判定します。

5 決定

市区町村長が、入所判定委員会の報告により、入所措置の要否を決定することになります。

6 入所へ



※「お住まいの市区町村」とは、基本的には入所される方の住民票のある市区町村を指しますが、住民票がない場合は申込時点にお住まいの市区町村をいいます。詳細は市区町村にお問い合わせください。

POINT解説

具体的にどのような人が対象？

Aさんの場合

高齢になり自宅内や敷地の整理が難しくなって在宅での生活に不安を感じるようになりました。また、地域の人たちが火事や美観を心配し近所付き合いの関係も悪くなってしまいました。心配をした民生委員さんは市役所に相談に行き、市担当者がAさんと面談の上、自宅での生活が困難と市が判断を行い養護老人ホームに入所されました。

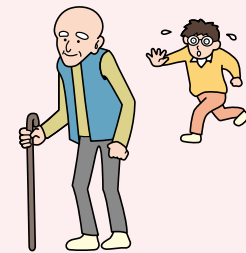
入所後は施設職員の生活支援を受けることにより在宅生活の色々な不安から解消され安心な生活を送られています。



Bさんの場合

在宅にて一人で生活していましたが、軽い認知症を発症してしまいました。在宅生活が可能な年金を受給していましたが、生活に対する不安からか年金を担保にお金を借りたうえに、そのお金を生活費以外に使ってしまいました。その結果、生活が立ち行かなくなったBさんは、市役所に相談し、市は在宅での生活が困難と判断を行い、養護老人ホームに入所されました。

養護老人ホームでの生活にも慣れて、借りたお金の返済も終わり、市は在宅での生活の可能性を再度検討しましたが、認知症も徐々に進行していることもあり、養護老人ホームでの生活を続けることとなりました。



養護老人ホームの入所者像〔一部〕

- | | |
|------------------------|---------------------|
| 2 無年金など経済的に困窮した方 | 1 独居の高齢者 |
| 4 要支援者 | 3 虐待を受けている高齢者 |
| 6 身体的な障害をお持ちの方 | 5 要介護者 |
| 8 他の法律に基づく施設に入所できない高齢者 | 7 認知症や、精神的な障害をお持ちの方 |
| 10 以前に過ちを経験された方 | 9 ホームレスの方 |
| | 11 賃貸住宅から立ち退きを受けた方 |



例外はあるの？

例えば以下のような条件に該当する人は、65歳未満であっても、入所となる場合があります。

- (1) 老衰が著しく、かつ、救護施設の入所要件を満たしているにも関わらず救護施設に受け入れる余力がないため、救護施設への入所ができない場合
- (2) 初老期における認知症（介護保険法施行令第2条第6号）に該当する場合
- (3) 夫婦であるAさんBさんがいて、Aさんが老人ホームの入所措置を受ける場合で、Bさんが年齢以外の入所基準にあてはまる場合

※老人ホームの入所措置等の指針 第8 参照

※虐待の場合の例では入所判定委員会を先に開かなくてもすぐに入所できます（緊急を要する短期入所等があります）。詳しくは市区町村にお問合せください。

※入所者が個別に介護サービスを契約して利用することもでき、また、特定施設入居者生活介護の指定を受けて介護保険のサービスを提供している施設もあります（下表を参照）。

特定施設入居者生活介護の類型（養護老人ホームの場合）

特定施設入居者生活介護とは、入所されている要介護者に対して、介護サービス計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上ならびに療養上の支援、機能訓練等を行う施設です。

大きく「一般型」と「外部サービス利用型」に分かれています。いずれの場合でもその施設で介護保険のサービスを受けられます。

要介護や要支援などの介護認定を受けている場合でも入所（申請）はできますし、実際には要介護3以上の方を受け入れている養護老人ホームもあります。

	サービス提供者	サービス内容
一般型	養護老人ホーム自らが介護職員・看護職員を配置して提供します。	入浴・排泄・食事・生活支援などの介護サービスを施設内で一体的に提供されます。
外部サービス利用型	養護老人ホームの従業者により作成された計画に基づき、外部の訪問介護事業所や通所介護事業所などが提供します。	入浴介助・排泄介助・食事介助などは、入所している養護老人ホームが指定した外部の事業所の職員が施設を訪問して行われます。

※特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合、介護サービスを必要とする入所者が、居宅介護支援事業所を通じて個別に訪問介護事業所等と利用契約を結ぶことから、「個別契約型」という分類になります。

契約入所

入所の基本的な流れにある市町村の措置（2ページ参照）によらず、高齢者自身が養護老人ホームと直接契約を結び、空室を利用して入所する「契約入所」を行っている施設もあります。

この契約入所は、全国で約4分の1の養護老人ホームで実施されています。また、契約に関する書類や利用料金等は、契約入所を実施している養護老人ホームによって異なります。

POINT解説

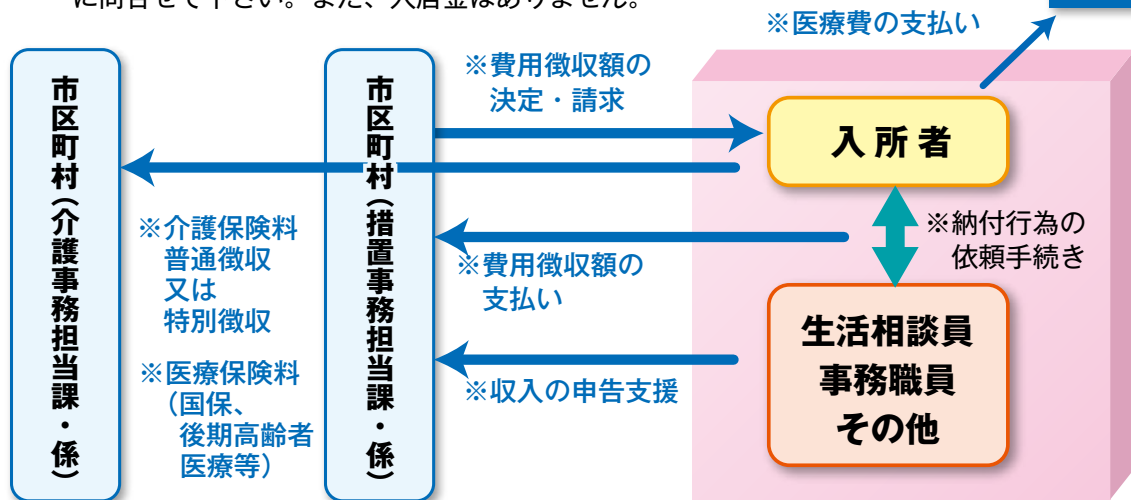
費用はどれくらい？



病院

1 全体的な流れ（下表もご参照ください）

前年度の収入によって負担額は変わります。詳しくは自治体（市町村）に問合せ下さい。また、入居金はありません。



※費用徴収額→前年度の個人の収入(公的年金等)から必要経費(医療費・社会保険料等)を差し引いた金額を階層表(下表参照)に当てはめ算出した額になります。

※毎年3月から4月に各福祉事務所よりの求めに応じて施設より収入の申告をし、6月に決定後7月より1年間同金額を毎月個人が、各市区町村(福祉事務所)に支払います。

養護老人ホーム被措置者費用徴収基準（参考）

費用は前年度の収入によって、表のように段階的に変わります。

※下表の区分や金額は自治体によって異なる場合があります。詳しくは市区町村にお問合せください。

対象収入による階層区分（円）		費用徴収基準月額（円）	対象収入による階層区分（円）		費用徴収基準月額（円）
1	0円 ~270,000円	0円	20	640,001円 ~680,000円	30,800円
2	270,001円 ~280,000円	1,000円	21	680,001円 ~720,000円	34,100円
3	280,001円 ~300,000円	1,800円	22	720,001円 ~760,000円	37,500円
4	300,001円 ~320,000円	3,400円	23	760,001円 ~800,000円	39,800円
5	320,001円 ~340,000円	4,700円	24	800,001円 ~840,000円	41,800円
6	340,001円 ~360,000円	5,800円	25	840,001円 ~880,000円	43,800円
7	360,001円 ~380,000円	7,500円	26	880,001円 ~920,000円	45,800円
8	380,001円 ~400,000円	9,100円	27	920,001円 ~960,000円	47,800円
9	400,001円 ~420,000円	10,800円	28	960,001円~1,000,000円	49,800円
10	420,001円 ~440,000円	12,500円	29	1,000,001円~1,040,000円	51,800円
11	440,001円 ~460,000円	14,100円	30	1,040,001円~1,080,000円	54,400円
12	460,001円 ~480,000円	15,800円	31	1,080,001円~1,120,000円	57,100円
13	480,001円 ~500,000円	17,500円	32	1,120,001円~1,160,000円	59,800円
14	500,001円 ~520,000円	19,100円	33	1,160,001円~1,200,000円	62,400円
15	520,001円 ~540,000円	20,800円	34	1,200,001円~1,260,000円	65,100円
16	540,001円 ~560,000円	22,500円	35	1,260,001円~1,320,000円	69,100円
17	560,001円 ~580,000円	24,100円	36	1,320,001円~1,380,000円	73,100円
18	580,001円 ~600,000円	25,800円	37	1,380,001円~1,440,000円	77,100円
19	600,001円 ~640,000円	27,500円	38	1,440,001円~1,500,000円	81,100円
39	1,500,001円以上	【費用徴収基準月額】(150万円超過額×0.9÷12月)+81,100円(100円未満切捨て)			

公益社団法人 全国老人福祉施設 協議会について

会員施設を募集しています！

本会は、老人福祉及び介護に関する正しい知識の普及並びに理解の促進を図るとともに、サービスの質の向上確保に係る調査研究を行い、もって老人福祉及び介護事業の健全な発展と国民の福祉の増進に寄与することを目的としており、介護保険制度下における社会福祉・老人施設事業組織として“現場の声”を制度づくりに生かします。

研修・セミナー

職員のスキルアップ向上と経営強化のため、集合型やオンデマンド形式により毎年さまざまな研修・セミナーを開催し、多くの経営者や現場職員が受講しています。また、毎年度全国老人福祉施設大会・研究会議（約2,000人規模）を開催し、各種講演と研究発表により施設サービス向上に向けて施設長・職員のモチベーション強化を図っています。養護老人ホームにおいては、令和2年より毎年WEBオンラインでの職員研修会を開催し、全国の仲間が意見交換と情報共有を通じて共感と共有を図っています。

啓発活動

高齢者福祉・介護に関する諸制度の動向、運営管理及びサービス提供の質の向上に関する情報提供及び、緊急に伝えなければならない大切な情報を毎週配信する「JSウィークリー」をはじめ、福祉・介護の地域基幹拠点としての会員施設・事業所に様々な情報提供により幅広く支援しています。

措置費改定と要請活動

養護老人ホームの運営費は三位一体改革により平成17年に一般財源化され、地方交付税により各市町村へ財政措置されていますが、措置費の改定は各市町村の判断となります。このことから、国の通知に合わせ、全国老施協会長名の要望書をすべての養護老人ホームの所在地市町村へ提出するとともに、会員施設へ要望書のひな型等の情報を提供して、現場と国によるサンドイッチ方式の要請活動を展開し、措置費改定に向けたバックアップに取り組んでいます。

養護老人ホームに関連する近年の全国老施協の活動

年代	養護老人ホーム経営委員会の取組
H27	養護老人ホームにおける一般型特定施設入居者生活介護指定申請に係るガイドブック 作成
H30	養護老人ホーム被措置者数等に関する調査 開始（毎年度実施中）
R2	養護老人ホームの契約入所に関する契約書のひな型や事例等参考集の情報提供
R2	厚生労働省 老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業「地域共生社会の実現に向けた養護老人ホーム及び軽費老人ホームのあり方に関する調査研究」実施「調査結果報告書」及び「養護老人ホーム活用ハンドブック」作成
R2	養護老人ホーム職員研修会 開催（毎年度実施中） “困難”事例検討会と3か月後の取組結果報告会を1セットにしたWEB研修会
R4	養護老人ホームの職員の処遇改善に向けた措置費引上げへの要請活動 展開
R6	養護老人ホームの職員のさらなる処遇改善と措置費引上げへの要請活動 展開
R7	養護老人ホームの措置費引上げへの要請活動 展開

※ 養護老人ホームに関する情報は全国老施協ホームページにも掲載しております。

【掲載箇所】全国老施協HPトップページ > 役立つサービス > 各サービス種別ごとの情報 > 養護老人ホーム



問合せ先	
発行元	<p>公益社団法人 全国老人福祉施設協議会</p> <p>〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-1 塩崎ビル7階</p> <p>TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705</p> <p>URL https://www.roushikyo.or.jp/</p>